

食 衛 第 5 0 0 0 1 号
令和4年（2022年）2月24日

一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会会長 様

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課長

新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）に係る現下の取扱いについて
本道の生活衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御協力をいただき、
厚くお礼申し上げます。

さて、道では、重症化リスクが高い患者の方を迅速かつ的確に必要な医療に繋げるため、
積極的疫学調査の対象を原則、同居家族や医療機関、介護福祉施設等に重点化し、その他の
対象者、職場に対しては、自主的な外出自粛や健康観察をお願いしているところです。

感染が拡大しているオミクロン株の取扱いについては、年明け以降、国において、新たな
知見などに基づき、感染者や濃厚接触者の待機期間の取扱い等が短期間に幾度も見直しされ
てきたことなどから、この度、現下の取扱いについて、別添資料のとおり整理しましたので、
貴関係団体における新型コロナウイルス感染症対策の際の参考としていただきますようお願い
いたします。

記

1 添付資料

（1）オミクロン株による感染急拡大に伴う対応

＜北海道ホームページ掲載場所＞

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/hoken1/>

（2）国の関連通知（参考）

- ① B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接
触者並びに公表等の取扱いについて（令和3年11月30日付け事務連絡：令和4年
2月2日一部改正）
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（令和4
年1月5日付け事務連絡：令和4年2月2日一部改正）

（ 環境衛生係
電話：011-204-5260 ）